

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢原市長

市町村名 (市町村コード)	伊勢原市 ( 14214 )
地域名 (地域内農業集落名)	大田地区 (上谷、沖、西屋、新屋、下小稲葉、下谷、上平間、下平間、東沼目、原之宿、西沼目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①令和2年の人・農地プランアンケート調査結果によると、大田地区内の約3割が農地の扱いに困っており、かつ約7割超が農業後継者がいない・未確定という状態であることから、今後、農業衰退化及び遊休農地の増加が加速してしまう傾向にある。
- ②令和6年の農地の経営意向調査によると、71才以上の地域内の農業を担う者のうち、後継者不在とする農地面積の合計は3.10haあることから、土地利用型農業が主体である当地区の中心経営体の規模拡大意欲を増長させる仕組みが必要となる。また新たな農地の受け手の確保が必要。
- ③経営意向調査や農地銀行制度等により把握する、農業者のあっせんが必要になる農地は地域内に3.63haあり、地域内の担い手等との調整が必要。
- ④有機農業の取扱いを増やしていきたいという地元販売業者の意向がある。
- ⑤飼料作物の栽培が盛んで、耕畜連携にも取り組んでいる。
- ⑥人・農地プランの実質化には、経営農地の意向を現状維持としていた農家が多いが、ウクライナ情勢後、畜産の飼料代は高騰したことにより、飼料作物の栽培の拡大意向など、畜産農家の経営方針が変わってきている。
- ⑦担い手の耕作地が分散されており、農作業の効率化が図れていない。
- ⑧規模拡大に向けた機械の導入資金が確保できない。
- ⑨大型機械が進入することができない農地がある
- ⑩利用権設定をせず、相対で貸し借りしている農地が多くある。

【地域の基礎データ】

主要な農産物: 水稲、畜産、飼料作物、露地野菜  
農業者: 認定農業者33人、認定新規就農者2人、基本構想水準到達者3人

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区は、市内の耕地面積の約3割を占める最も農業が盛んな地域であり、市内で唯一、土地改良区が組織されパイプライン等の整備が行われているなど、県内でも有数の水田地帯である。

また、本市は県内で最も畜産業が盛んだが、その約4割が当該地区で営農しており、市内で2件の養豚業もこの地区に所在している。

このように、恵まれた農業環境に加え、生産した農畜産物を加工、販売する6次産業化も積極的に展開されており、農業者が自ら直売店舗を設置している事例も複数存在している。

深刻化する高齢化に対応するための営農組織等の検討も求められるが、前記した農業資源を原動力として、県央や湘南地域などの大消費地に近い立地を生かしながら、本市の農業を牽引する地区として農地利用の適正化を推進していく。

- ①戦略的な産地化や高収益作物の導入についての地域の取組の検討を進める。
- ②有機農業の段階的な導入を推進する。
- ③地域の農業を担う者への農地の集積・集約化を推進するとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ④新規の担い手が参入しやすいように、農地バンク等の情報に、使用可能な農業施設や接道の有無などの付加価値のある情報を加えるとともに、ある程度まとまった農地の情報を提供できるよう情報の集約化に向けた取組を進める。
- ⑤廃農する農家と担い手や新規就農希望者等とのマッチングによる経営委譲(農地、機械、販路、技術など)の取組を検討する。
- ⑥多様な経営体の確保として、半農半Xや定年帰農者等が農業参入しやすい仕組み作りを検討する。
- ⑦大型機械の進入路の確保については、狭小な農地の集積・集約化による対応を中心としつつ、基盤整備が必要と考えられる場所については、地域で地元自治会と必要性についての協議のうえで、要望をあげ、段階的に取り組んでいく。
- ⑧県補助制度等を活用し、スマート農業の導入を検討する。
- ⑨援農ボランティアの導入の検討、農福連携の活用等による労働力の補填を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	225.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	225.41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ①農業振興地域内の農用地区域を基本のエリアとする。  
 ②農用地以外の農地については、農地を巡る周辺地域の動向や、担い手の意向、ニーズ等を勘案し、適切に対応する。  
 ③保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、今後必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、中心経営体等を中心に農地集積・集約化を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進させる。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進するとともに、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備については地元や地権者の同意が必要となることから、整備の必要性や優先度については、地域により地元自治会等と調整を行い、地域としての要望をまとめ、段階的に取り組んでいく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ①半農半X等の多様な経営体が農業参入しやすくなるように、就農制度の見直しや地域による受入の環境づくりに向けた取組を検討する。  
 ②定年帰農者が退職後スムーズに営農を行うことができるよう、営農技術習得(向上)に向けた取組を検討する。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ①農業者の高齢化による労働力の減退や、中心経営体の農地の規模拡大に向けた労働力の確保のため、援農ボランティア制度の導入を市、JA等の関係機関により検討する。  
 ②県の農福連携マッチング等支援事業の活用による、福祉事業所への作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業は、新規就農者の受入等により段階的に取り組んでいく。  
 ③県補助金等の活用によるスマート農業の段階的な導入を検討する。  
 ⑧使われていない農業用施設等の情報を集約化し、地域の担い手等との利用のマッチングを推進する。  
 ⑨飼料作物の取組については、担い手の経営意向を考慮し、農地の集積・集約化等による栽培作業の効率化を図る。  
 ⑩深刻化する高齢化に対応するための営農組織等の検討